

福井県庁における 組織風土改革について (コンプライアンス推進、ハラスメント防止対策)

福井県庁におけるハラスメント再発防止対策

特別職も含めた、都道府県初の「ハラスメント防止条例」の制定
(県庁としての価値基準・行動規範・透明性の確保・制度の骨組み等を明文化)

第1の柱 起こさせない

特別職を含む職員の行動変容と職場の実態把握・改善

①研修改革

- ・特別職・管理者向けの実践型研修の実施(1/19に第1回目を実施済)
- ・全職員向けに実践型研修を拡充
- ・相談窓口担当者の対応スキル強化

②私的コミュニケーションツールの業務使用禁止

- ・特別職が守るべき要領の新設(1/8に特別職に対し使用禁止を周知済)

③職場の実態把握と改善

- ・職員アンケートを定期的実施(2/16)個人情報に配慮の上、調査結果を公表
- ・様々な世代によるfikaを定期的実施し、職員の改善意見を施策に反映

第2の柱 見逃さない

相談しやすく、適切に対応できる仕組みの強化

①安心して相談できる窓口の整備

- ・外部専門家(弁護士)によるハラスメント専用の第三者相談窓口の設置(2/16)
- ・相談窓口の周知徹底(2/16)

②上司の「見逃さない」義務

- ・相談を受けた管理職は、プライバシーに配慮した上で、コンプライアンス所管課、第三者相談窓口等への相談を義務化
- ・相談があった場合に適切な対応ができるよう、ハラスメント防止ハンドブックに対応方法を明記

③被害者支援の充実

- ・外部専門家によるメンタルケア体制を必要に応じて活用

第3の柱 繰り返さない

組織全体のコンプライアンス文化の確立

①ハラスメント防止条例の制定

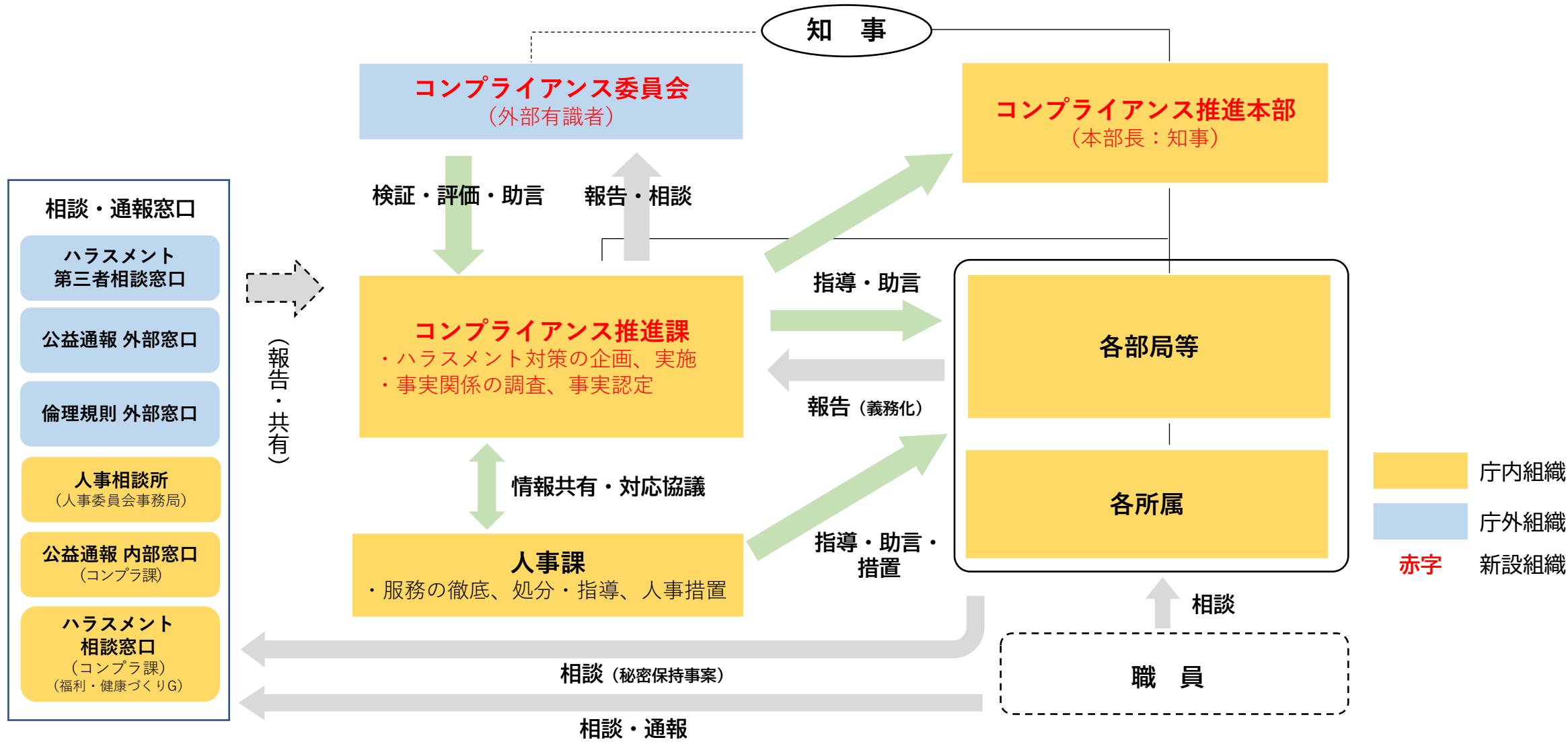
- ・知事や副知事、教育長も対象とし、自ら研鑽することを明記
- ・副知事が知事に言動の改善を求める
- ・知事等が当事者の場合、事案を公表

②コンプライアンス推進体制の強化

- ・コンプライアンス推進課の設置
- ・コンプライアンス推進本部会議の設置
- ・通報相談事案に助言する第三者委員会(コンプライアンス委員会)の設置

③知事等の退職手当の支給差止、支給制限の拡大

福井県庁におけるコンプライアンス推進体制の強化



令和8年度からのハラスメントの防止・再発防止のための推進体制（知事部局 全体像）